

— 憲法に親しんだ 2 時間 —

講演会「日本国憲法と遊ぼう」報告

2010 年 3 月 1 3 日「狛江市「中央公民館のつどい」参加企画

講師：中村裕二氏（弁護士、狛江市教育委員、こまえ九条の会発起人）



中村氏はオウム真理教の犠牲となった故・坂本弁護士と同期生で、オウム被害者への救援金給付制度の設立に尽力された方でもある。「憲法と遊ぼうって一体どんなことが始まるのだろうか？」狭い会議室に集まった 20 数名の参加者は、中村さんの楽しい誘導で、憲法をいつもより身近に感じ、くつろいで憲法と触れ合う時間を過ごすことができた。

< 三権分立を叱咤激励しよう >

「三権分立の三つの権利が書かれているのは憲法のそれぞれ第何条か言えますか？『ヨイムコナロー』と覚えれば忘れませんよ。」と中村さんは切り出された。「ヨイは 41 条から始まる〈国会〉。ムコは 65 条からの〈内閣〉。ナローは 76 条からの〈司法〉です。」「なるほど！」「ところで私は改正した方が良くと思ってる箇所があります。「え！？」中村さんは続ける。三権分立で〈国会〉〈内閣〉ときたら〈司法〉というのはおかしい。組織名で統一するのなら〈司法〉ではなく〈裁判所〉としなければ本当はおかしい。人間にも完璧な人はいない。憲法にもこんな弱点もある。その可愛らしさを楽しみたい。ところであなた方は三権のどれを最も信用するか？（参加者が口々に自分の答えを言う。）歴史が進む中で人々は三つの権利を分けることを発見し、先見分立が生まれた。欧州ではルイ王朝の独裁権力に抗してフランス革命があり、人々は共和制を打ち立てて、国会を作り、民衆の一票一票で代表者を決めた。故に欧州では国会を最も信用する。欧州の法律による宗教的・

経済的差別から逃れようと新大陸に渡った人々は国会を信用せず裁判所に力を借りた。アメリカの独立宣言（憲法）を作り、その憲法に従って裁判で本国の国会の作った法律を違憲として正したりしたので裁判を最も信用する。このように歴史の中で三権の分立、対等性が進んできた。皆さんに三権のどれを最も信用するかと伺ったのは、我々は常日頃三権のいずれをも疑いを持って注視し、三権分立を叱咤激励し、支えていってほしいからだ。

< 「前文」は世界で最も美しい >

私は「前文」が憲法の中で一番好きな箇所だ。世界で一番美しい文ではないかと思う。ある小学校の P T A 会長をやっていた時、6 年生の子どもたちの前で「前文」を読んだ。先々、折に触れ思い出してほしいと思って。本当に素晴らしい言葉が入っている。「自由のもたらす恵沢・・・」最近使われない言葉だが「めぐみうるおう」という意味。いいな一と思える。それから「・・・戦争の惨禍・・・」これが冒頭の方で語られているということからしてもこの憲法は宝物だと思える。また「・・・人類永遠の原理・・・」未来永劫つまりこの世が存在する限りということだ。次に「・・・に信頼してわれらの安全と生存を保持しよう」と決意した・・・」ここは 13 条とともに平和的生存権を謳っている。「我々は平和を維持し（中略）ようと努めてゐる国際社会において名誉ある地位を占めたいと思う。」果たして我々は 60 年以上前に先輩が作ってくれた憲法をその内容通りに受け継いでいるかと反省

させられる。今、世界中の人間の2/3に当たる人が貧困に喘いでいることを思えば、日本の憲法の条文違反が世界で起きていることも認識していなければならない。日本国憲法は本当に視野の広い憲法だと思う。最後の「この崇高な理想と目的を達成することを誓う」で終わっているのは世界に向かって我々が宣誓しているということだ。選手の「宣誓」のようにこの前文を日本中の小中学生が誦^{そらん}じる時間が設けられたらいいなあと思う。以下、各章を駆け足で見たい。

〈第1章〉「象徴」という言葉を思いついたのは大きい。

〈第2章〉「戦争放棄」は多義の解釈の余地を持っているが、単純に読めば自衛隊も多国籍軍も一切ダメだ。国際秩序を守り、生活の安全を守るには、市民に寄り添った警察官、消防士がいればいい。

〈第3章〉国民の権利。憲法をお饅頭にたとえればあんこの部分だ。「国民」の要件を法律に委ねており、外国人は国民ではないとは書かれていない。憲法は緩やかで寛容である。私は少なくとも永住権を持った外国人は自治体の選挙権を持つべきだと思う。

〈第5章〉内閣。行政権の定義は大変難しい。司法権は具体的事件で適用され、立法権は法律を作る権利。消去法になるが、それ以外の権力作用が行政権ということになる。

〈第7章〉財政。今国会で進行中だが、財政民主主義といって、予算は支出も収入も国会での議決が必要である。予備費についても言及している。

〈第8章〉地方自治。地方議員だけではなく、首長も住民が直接選出する。これは画期的な条項だ。

〈第9章〉改正。世界的にこんなに長い間改正されていない憲法は珍しい。世界の多くは硬性憲法だが、日本の憲法はその典型。しかし、改正派の議員が3分の2を占めれば可能性が出てくる。

〈第10章〉最高法規。97, 98条とも前文に似て美しい。99条「天皇や議員、裁判官、公

務員は憲法尊重擁護の義務がある。」

私が学校で小学生相手に「前文」を読むと「エッ！ 政治的！」と言う人がいる。冗談ではない。この99条に基づいて読んでいるのだ。

以上、サーっと条文を追ってきた。さて、あらかじめ皆さんにお願いしておいた憲法のどこかに用いられている言葉を使って五七五または五七五七七の韻文をここで皆さんと読んでいきたい。皆さんが自作品に取り入れる言葉を探す目的で憲法を読むと、改めて憲法と向き合い、憲法との意外な出会いがあるかもしれないと思ってお願いした。応募作品は思いのたけが字余りになったり、憲法と現状とのギャップを表現したりの力作を35点頂いた。この中から私が選んでみた作品には賞を出したい。

〈中村さんが選ばれた4作品〉

☆憲法を我に重ねて学ぶとき

戦死の父に深く寄り添う（前文など）雪峰

☆憲法上勤労の権利は有すれど

職無き人の苦悩続けり（27条）狛江春香

☆先ず敵を作らないこと外交の

要に据えて武力を持つな（9条）^{しゅんきん}春董

☆すぐ廃止！後期高齢者医療制度

25条を国は守れ（25条）^{たいらわこ}平和子



〈アンケートに寄せられた感想より〉

- ・このような機会があると憲法を改めて考えるのでとてもよい。
- ・新しい試みとして大変面白かった。しかし憲法そのもののお話をもっと時間をかけて聞きたい。
- ・今日の集いの大きな収穫は中村弁護士が憲法の前文を世界一美しい文章であると言っ

てくれたこと。私は朝夕この前文を2回声を出して読むことを日課にしているが、読むたびに前文の内容に感動している。(後略)

- ・憲法の条文ごとに解説をしていただきなが

らのお話はとても分かりやすく勉強になった。「憲法と遊ぼう」という設定も面白かった。今後は安保50年の年なので安保条約を考えるテーマもあれば参加したい。

(木村俊子さんの原稿)



こまえ九条の会発起人の木村俊子さんより上記のような体験手記が寄せられました。戦中時代をくぐってこられた方の貴重な証言ですので、全文を一度に掲載させて頂きました。ご意見、ご感想、また関連のご投稿などありましたらぜひお寄せ下さい。

連続講座「憲法を楽しく学ぼう」第2回

「日本国憲法と遊ぼう PART2」

- ◎講師 中村裕二さん
◎日時 6月11日(金)午後7時~9時
◎会場 中央公民館(市民センター)講座室

講師 = 中村裕二さんをご紹介します。

弁護士

町田市の未来市民法律事務所所長

地下鉄サリン事件被害対策弁護団事務局長

狛江市教育委員

元和泉小学校PTA会長 卒業式で憲法前文を読み上げ。

こまえ九条の会発起人

3月13日に開催した講演会「日本国憲法と遊ぼう」で、講師の中村裕二さんは「憲法前文は世界で一番美しい文章だ」と強調されていました。大好評だった講演会のPART2を開催することになりました。ぜひお誘い合わせのうえおいでください。

また、今回も憲法俳句・短歌を市民の皆さんから募集することになりました。皆さんの作品をドシドシお寄せください。

憲法俳句・憲法短歌を募集します。

日本国憲法に用いられている日本語を取り入れて、五七五の俳句、あるいは五七五七七の短歌をつくってください。あなたの作品をお寄せください。

◎締め切りは5月31日です。

5.3 憲法集会

&1万人銀座パレードへ 一緒に

今年も5.3集会が同封チラシの内容で開催されます。

毎年狛江からも20名近くが参加しておりますが、今年も心をつなげて参加し「憲法9条を実現する国」になるよう訴えていきたいと思っております。

集合時刻：午前10時

集合場所：狛江駅改札口

会場：日比谷公会堂

入場無料

ご昼食など各自ご用意下さい。

語りと朗読

市原悦子さん(俳優)

スピーチ

田中優子さん(法政大学教授・
江戸文化研究者)

伊藤真さん(伊藤塾塾長・弁護士)

福島みずほさん(社会民主党党首)

市田忠義さん(日本共産党書記局長)

呼びかけ：2010年5・3憲法集会実行委員会

事務局団体：許すな！憲法改悪・市民連絡会

ほか7団体



